

全建事発第 108 号
平成 24 年 1 月 11 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔 公 印 省 略 〕

建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業法第 40 条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、その大きさを縮小することとし、平成 23 年 12 月 27 日付で建設業法施行規則等の一部を改正する省令が公布施行されました。これに関して、別紙の通り国土交通省より周知方依頼がございました。

つきましては、貴会所属会員企業に周知いただきたくお願い申し上げます。

以上

(担当：事業部事業企画課 吉田)

国土建第228号
平成23年12月27日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、今般、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとし、平成23年12月27日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第106号）が公布・施行されました。

改正の内容及び留意点は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 改正の内容

(1) 建設業者が建設工事の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

(2) 浄化槽工事業者が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げる標識について

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び別記様式第9号を改正し、浄化槽工事業者（浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業

所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について

解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35 cm以上×横40 cm以上」から「縦25 cm以上×横35 cm以上」に改めることとした。

2. 留意点

1. (1) ～ (3) の標識については、公衆が見易いように掲げる必要があること。

なお、建設業法施行規則別記様式第28号に定める建設業者が営業所に掲げなければならない標識の大きさについては、従前のおりである。

参考

建設業法施行規則等を改正する省令 新旧対照条文
○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

改正案

様式第二十九号（第二十五条関係）
建設者の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業者の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可（ ）第 号
許可年月日	

- 記載要領
- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
 - 2 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
 - 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第10条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
 - 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合には、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
 - 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
 - 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

現行

様式第二十九号（第二十五条関係）
建設者の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業者の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	国土交通大臣 許可（ ）第 号
許可年月日	

- 記載要領
- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
 - 2 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
 - 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第10条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
 - 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合には、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
 - 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
 - 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

○浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別記様式第3号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)部号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第3号（第9条関係）

40センチメートル以上

浄化槽工事業登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)部号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

35センチメートル以上

浄化槽工事業登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)部号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号（第9条関係）

40センチメートル以上

浄化槽工事業登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(監)部号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十二年国土交通省令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別記様式第7号（第8条関係）

55センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

25センチメートル以上

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

35センチメートル以上

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

参考

○国土交通省令第 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十条（同法第三十三条第二項において適用する場合を含む。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十三条の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号中 0 を 5 に、^{cm}「40 cm」を^{cm}「35 cm」に改める。

4 2

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に

に改める。

「
35 25
センチメートル」
を
「
35 25
センチメートル」
に

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三条 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に

「
3 2
5 5
センチメートル」
を
「
3 2
5 5
センチメートル」
に

附 則
この省令は、公布の日から施行する。